

HACO場 利用要領

第1条（適用の範囲）

本規約は一般財団法人大阪デザインセンター（以下運営者という）が設置するボックス型のプレゼンショーケース「HACO場」（以下本コーナー）の利用に係る一切の關係に適用する。

第2条（利用対象者の資格）

本コーナーの利用対象者は、主に関西圏のデザイン・クリエイティブに関わる事業者・個人または運営者が特別に認めた者に限る。

第3条（利用手続き）

本コーナーの利用を希望する者は、本規約を承諾の上、所定の本コーナー出品申込書に記入して提出することにより、申込を行う。

2 運営者は申込者の出品内容が次の各号のいずれかに該当し、不相当と判断した場合には、本コーナーへの展示を承認しない場合がある。

- (1) 法規及び公序良俗に違反する場合
- (2) 人権を侵害する表現がある場合
- (3) 事実誤認、虚偽または誇大な表現である場合
- (4) 第三者の著作権、意匠権等の権利を侵害する場合

3 運営者は、申込者多数の場合には先着順を優先に選考を行い、決定する。

第4条（契約期間および利用料）

本コーナー利用契約期間は運営者が示した期日とし、各ボックスサイズに相応した利用料を契約期間分、利用申込と同時に前納することとする。

利用料はボックスサイズ S 3,300 円、M 6,600 円、L 13,200 円（月額・税込）とし、一旦納入された利用料については、前条第2項により本コーナーを中止するとき以外は返金しないものとする。なお、年度途中に発生した空きボックスへの出品は随時とする。

また、搬入出に関する運送や梱包に係る経費は本コーナー利用者が負うものとする。

第5条（本コーナーの変更・中止および中断）

運営者は、施設の運営上必要と認めた場合は、本コーナー利用者に事前に通知することなく、本コーナーの設置場所、デザイン等の一部または全部を変更することがある。また、一時的に本コーナーの設置を中断する場合がある。

2 運営者は、施設運営上の都合により、止むを得ず本コーナーを中止することがある。このときは1ヶ月前までに本コーナー利用者に通知する。但し、急を要する場合この限りでない。

3 本コーナーを設置する建物（船場センタービル）の補修・改装等工事または保守点検、また停電、天災など不可抗力により本コーナーの設置ができなくなった場合に、運営上、中断を行うことがある。

第6条（本コーナー利用の停止）

運営者は、本コーナーへ展示する製品内容が次の各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、前条第2項の規定にかかわらず、本コーナー利用者に事前に通知することなく、本コーナーへの展示を停止することができるものとし、以降の利用を停止する権限を有する。

- (1) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害する場合、または不利益を与える場合
- (2) その他、運営者が不相当と判断する場合

第7条（出品物の責任）

本コーナー利用者は、本規約に違反し、または出品物を展示することにより、運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 本コーナー利用者は、本規約に違反し、または出品物を展示することにより、第三者との間に発生した事案については、本コーナー利用者の責任により解決するものとし、運営者はその責任を一切負わない。

第8条（本コーナーの管理）

運営者は善良なる管理者としての注意をもって、本コーナー全般の管理、保全にあたる。展示期間中に発生した問題・事項に関しては、双方が誠意をもって解決策を話し合うこととする。但し、出品物に対しては、本コーナー利用者の責任において、輸送および展示期間中を通じて必要な保険を付し、その他保護のための適切な処置を講じるものとする。

第9条（秘密保持）

本コーナー利用者は運営者から提供された情報について万全の注意義務をもって管理、保管すること。また、運営者から秘密と指定された事項を第三者に漏らしてはいけない。

第10条（規約の変更）

運営者は、本コーナー利用者に事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、本コーナー利用者は変更後の規約の適用を受ける。

附則 本利用要領は、2022年3月15日から運用する。